

食品安全マネジメントシステム認証機関 の認定の手順

JAB MS207-2009

制定日：2009年08月05日

財団法人日本適合性認定協会

食品安全マネジメントシステム認証機関の認定の手順

1. 適用範囲

この手順は、食品安全マネジメントシステム認証に関する適合性評価サービスを提供する機関（以下、FSMS 認証機関という）が、JAB MS107 に基づいて財団法人日本適合性認定協会（以下、本協会という）の認定審査及び認定を受けるための手順を規定したものである。この手順に規定のない事項については、JAB MS200 に従わなければならない。

2. 関係文書(Related documents)

この項に掲げる文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版(追補を含む)は適用しない。西暦年の付記のない文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト（www.jab.or.jp）で閲覧及びダウンロード可能。

2.1 引用文書(Normative documents)

JAB MS200 の 2.1 による。

2.2 認定の一般基準

次に掲げる文書は、マネジメントシステム認証機関に対する認定の一般基準及び指針として認定審査及び関連する認定活動に適用する。

JAB MS100-2007 マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準

JAB MS302-2008 「マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準」についての指針 - 認定されたマネジメントシステム認証の移転 -

JAB MS304-2008 「マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準」についての指針 - 認定されたマネジメントシステム認証のためのコンピュータを使った審査技法（“CAAT”） -

2.3 認定の固有基準及び指針

次に掲げる文書を、FSMS 認証機関に対する認定の固有基準として認定審査及び関連する認定活動に適用する。

JAB MS107 食品安全マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準

2.4 JAB Notice

JAB MS200 の 2.4 による。

2.5 認定の規則

JAB MS200 の 2.5 による。

2.6 関連文書(References)

JAB MS200 の 2.6 によるほか、下記による。

JAB MS307 「食品安全マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準」についての解説

3. 用語の定義

用語の定義は、JAB MS107 及び JAB MS200 による。

4. 全般

JAB MS200 による。ただし、FSMS 認証機関が認証を実施しようとする範囲は、この手順の付表 1 「食品安全マネジメントシステム認証機関の認定範囲分類」に示すカテゴリに基づく。また、JAB MS200 の「2.2 及び 2.3 に示す該当の認定基準」を「JAB MS207 2.2 及び 2.3 に示す認定基準」に読み替える。

5. 認定の申請

5.1 申請の条件

認定の申請の条件は次のとおりである。

- a) FSMS 申請機関は、2 件以上の認証の実績に加えて、内部監査及びマネジメントレビューを含む文書化された機関のマネジメントシステムの全体を 1 回以上運用した実績があること。認証の実績は該当するすべての認証プロセスが完了していること。
- b) FSMS 申請機関は、次を満たすこと。
 - 1) 2 件以上の組織審査予定がある。
 - 2) 複数カテゴリを申請する場合、申請カテゴリごとに 1 件以上の組織審査の予定又は認証実績がある。
 - 3) 複数カテゴリを申請する場合、組織審査の予定のあるカテゴリが申請カテゴリの 3 分の 2 以上あり（端数切り上げ）、かつ 7.4 b) に示す各グループに 1 件以上の組織審査の予定がある。

5.2 認定申請書類の提供

JAB MS200 の 5.2 による。

備考：マネジメントシステム認証に関する適合性評価サービスを提供する機関（以下、マネジメントシステム認証機関という）として本協会の認定を受けている機関の場合でも、FSMS 認証機関の認定申請（初回申請）が必要である。

5.3 認定申請書の受領

JAB MS200 の 5.3 による。

備考：マネジメントシステム認証機関として本協会の認定を受けている機関の場合でも、個別の認定単位として申請を受け付ける。

5.4 認定申請に関する公表及びコメント受付

JAB MS200 の 5.4 による。ただし、マネジメントシステム認証機関として既に本協会の認定を受けている機関と同一法人である場合は、これを省略する。

5.5 申請の受理

JAB MS200 の 5.5 による。

6 . 審査の準備

JAB MS200 の 6.による。

7 . 認定審査の実施

7.1 書類審査

JAB MS200 の 7.1 による。

7.2 認定審査計画の通知

JAB MS200 の 7.2 による。

7.3 事務所審査及び事業所審査

JAB MS200 の 7.3 によるほか、次による。

- a) FSMS 認証に係る認定申請が、マネジメントシステム認証機関の認定申請と同時に行了た場合、審査は複合して行うことができる。
- b) 本協会から既に認定を受けているマネジメントシステム認証機関が FSMS 認証に係る認定申請を行了た場合、マネジメントシステム認証機関の認定に係る審査と複合して行うことも、FSMS 認証に係る認定審査を独立して行うこともできる。
- c) FSMS 認証機関が、a)、b)の審査を複合して行うことを希望する場合は、次の条件を満たすことを説明する申請書（様式任意）を本協会に提出する。
 - 1) FSMS 認証機関とマネジメントシステム認証機関が、同一のトップマネジメントによって管理されている。
 - 2) 認証業務に関する共通のマネジメントシステムをもつ。
- d) 複合して審査を行う場合、FSMS 認証に係る認定審査（サーベイランス及び更新審査を含む）の計画は、マネジメントシステム認証機関の認定に係る計画と統合して作成する。
- e) マネジメントシステム認証機関としての認定申請に先だって、FSMS 認証に係る認定申請を行う場合、FSMS 認証に係る認定審査を独立して行う。

7.4 立会い

JAB MS200 の 7.4 (7.4.4 を除く) による。ただし、立会い対象分野及び立会い件数は JAB MS200 の 7.4.4 は適用せず次による。

- a) 組織審査への立成いは、FSMS 認証機関が行的初回審査又は更新審査の全工程とし、立成い件数は申請カテゴリ数にかかわらず 2 件以上とする。
- b) 申請カテゴリを次に示すグループに分類し、該当するすべてのグループから立成

い先をサンプリングで選定する。

グループ 1 : A、B

グループ 2 : C、D、E、F

グループ 3 : G、H、J

グループ 4 : I、K、L、M

c) グループ内で、次に示すカテゴリは立会い優先カテゴリとする。

A 畜産・水産業（動物）、C 加工 1（腐敗し易い動物性製品）、G（ケータリング）

d) 原則としてすべてのグループから立会い先を選定する。ただし、グループ 3 への立会いは、グループ 1、グループ 2 のいずれかに属するカテゴリを同時に申請する場合、これらに属する組織への立会いをもって代替する場合がある。

7.5 認定審査を継続できない場合

JAB MS200 の 7.5 による。

8 . 審査報告

JAB MS200 の 8.によるほか、次による。

7.3 a)、b)、11.、12.及び 14.に基づき、複合して審査を行う場合の FSMS 認証に係る認定審査報告書は、マネジメントシステム認証機関に対する認定審査報告書とは別に作成する。ただし、マネジメントシステム認証機関に対する認定審査と共通する内容は、原則として、マネジメントシステム認証機関に対する認定審査報告書に含めることで省略する。

9 . 認定に関する決定及び認定の授与

JAB MS200 の 9.によるほか、次による。

7.3.a)、b)、11.、12.及び 14.に基づき、複合して審査を行う場合は、FSMS 認証に係わる認定の有効期限は、マネジメントシステム認定機関の認定の有効期限までとする。

10 . サーベイランス・更新審査プログラム

JAB MS200 の 10.によるほか、次による。

7.3.a)、b)、11.、12.及び 14.に基づき、複合して審査を行う場合の FSMS 認証機関に対する認定審査プログラムは、原則として、マネジメントシステム認証機関に対する認定審査プログラムに整合させる。

11 . サーベイランス

JAB MS200 の 11.によるほか、次による。

FSMS 認証機関の認定に係るサーベイランスは、マネジメントシステム認証機関に対するサーベイランス/更新審査と複合して行うことができる。この場合、7.3 を満たすことが必要である。ただし、FSMS 認証機関が行う FSMS 組織審査への立会いは、他のマネジメントシステム規格に対する組織審査への立会いとは別に、必須として行う。

組織審査立会に関しては、JAB MS200 11.5 を適用せず、JAB MS200 10.4 により、FSMS

認証機関の認定範囲及び認証組織数を考慮してサンプリングで行う。

1 2 . 更新審査

JAB MS200 の 12.によるほか、次による。

FSMS 認証機関の認定に係る更新審査は、マネジメントシステム認証機関に対するサーベイランス/更新審査と複合して行うことができる。この場合、7.3 を満たすことが必要である。ただし、FSMS 認証機関が行う FSMS 組織審査への立会いは、他のマネジメントシステム規格に対する組織審査への立会いとは別に、必須として行う。

組織審査立会に関しては、JAB MS200 12.6 を適用せず、JAB MS200 10.4 により、FSMS 認証機関の認定範囲及び認証組織数を考慮してサンプリングで行う。

1 3 . 臨時審査

JAB MS200 の 13.による。

1 4 . 認定の拡大

JAB MS200 の 14.によるほか、次による。

FSMS 認証機関の認定に係る拡大審査は、マネジメントシステム認証機関に対するサーベイランス/更新審査と複合して行うことができる。この場合、7.3 を満たすことが必要である。

また、申請の条件は JAB MS200 14.1.1 を適用せず、次による。

- a) 1 件以上の組織審査予定がある。
- b) 複数カテゴリを申請する場合、申請カテゴリごとに 1 件以上の組織審査の予定又は認証実績がある。
- c) 複数カテゴリを申請する場合、組織審査の予定のあるカテゴリが申請カテゴリの 4 分の 1 以上あり（端数切り上げ）、かつ 7.4 b) に示す各グループに 1 件以上の予定がある。

また、立会い対象分野及び立会い件数は JAB MS200 の 14.3.4 を適用せず、この手順の 7.4 に準じて決定し、立会い件数を 1 件以上とする。

1 5 . 認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小

JAB MS200 の 15.による。

付表1 食品安全マネジメントシステム認証機関の認定範囲分類

| カテゴリコード | カテゴリ | 分野の例 |
|---------|---|--------------------------------------|
| A | 畜産・水産業(動物) | 動物；魚；卵生産；乳生産；養蜂；漁業；狩猟；捕獲 |
| B | 農業(植物) | 果実；野菜；穀物；香辛料；園芸作物 |
| C | 加工1 (腐敗し易い動物性製品) 農業生産後のすべての活動、例えば、と殺を含む | 獣肉；家禽肉；卵；酪農及び魚製品 |
| D | 加工2 (腐敗し易い植物性製品) | 生果及び生ジュース；保存加工された果実；生野菜；保存加工された野菜 |
| E | 加工3 (常温での長期保存品) | 缶詰；ビスケット；スナック；油；飲料水；飲料；パスタ；穀粉；砂糖；塩 |
| F | 飼料生産 | 動物飼料；水産飼料 |
| G | ケータリング | ホテル；レストラン |
| H | 流通 | 直売店；小売店；卸業者 |
| I | サービス | 給水；洗浄；排水；廃棄物処理；製品、プロセス及び装置の開発；獣医サービス |
| J | 輸送及び保管 | 輸送及び保管 |
| K | 装置の製造 | 工程用装置；自動販売機 |
| L | (生)化学製品製造 | 添加物；ビタミン；農薬；薬品；肥料；洗浄剤；培養物 |
| M | 包装材料製造 | 包装材料 |

付表 2 食品安全マネジメントシステム認定審査の標準工数

| | 初回審査 | 拡大審査 | サーベイランス 審査 | 更新審査 |
|---------|----------|----------|---------------|----------|
| 書類審査 | 4 | 2 | - | 3 |
| 書類追跡調査 | 備考 6 による | 備考 6 による | - | 備考 6 による |
| 審査計画書作成 | 2 人・時間 | 2 人・時間 | 2 人・時間 | 2 人・時間 |
| 事務所審査 | 6 | 2 | 2 | 4 |
| 報告書作成 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 追跡調査 | 備考 6 による | 備考 6 による | 備考 6 による | 備考 6 による |

- ・単位：人・日。ただし、0.5 人・日未満は人・時間であらわす
- ・組織審査立会、最終会議及び面談は、実際に要した時間とする
- ・1 日は実働 7 時間である

備考

- 1：他認定プログラムと同時期審査を実施する場合は、本協会は共通性の程度を判断し、必要とする工数を付加する。
- 2：通訳を介して審査を行う場合、工数を最大 2.0 倍する。
- 3：追跡調査において、現地訪問が必要と判断した場合、別途組織審査立会及び / 又は事務所審査を行う。この組織審査立会及び / 又は事務所審査の工数は内容によって決定する。
- 4：サーベイランス審査又は更新審査において機関における運営等の変更等、特に必要な事項を確認する場合、当該審査の工数を 0.5～4 人・日の範囲で付加する。
- 5：サーベイランス審査又は更新審査における事務所審査では、機関の認定カテゴリ数、認証件数に応じて、最大 2 人・日までの範囲で工数を付加する。
- 6：書類追跡調査及び追跡調査工数は、不適合の数及び内容によって最大 2 人・日までの範囲で変動する。
- 7：予備訪問、臨時審査の工数は内容により決定する。

財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1

五反田 AN ビル 3F

Tel.03-3442-1214 Fax.03-5475-2780

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。